

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

東北（福島）厚生年金 事案 3047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和34年7月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、平成14年3月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社から提出された人事記録（基本台帳）及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年9月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、平成9年に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社から提出された人事記録（基本台帳）及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和26年にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、平成11年に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する事業主から授与された表彰状、C株式会社から提出された人事記録（基本台帳）及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年2月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、平成10年3月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社から提出された人事記録（基本台帳）及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（秋田）厚生年金 事案 3051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和36年6月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成10年7月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和31年4月に株式会社Aに再入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成13年6月に定年退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年12月1日から22年1月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を21年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を330円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月頃から22年1月11日まで

私は、昭和21年5月頃からA株式会社に勤務し、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年12月1日から22年1月11日までの期間について、申立人が所持している給与明細書により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の標準報酬月額については、昭和22年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳の記録及び上記給与明細書において確認できる21年12月分の厚生年金保険料控除額から330円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和21年5月頃から同年12月1日までの期間については、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できる8人に照会を行ったところ、5人から回答が得られたが、申立てを裏付ける具体的な証言等はなく、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 10 月に A 株式会社 B 支店から C 株式会社 D 支店に転籍となり、平成 4 年に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び C 株式会社 D 支店が保管している社会保険管理カードの失業保険の被保険者資格取得年月日から判断すると、申立人は昭和 43 年 10 月 1 日から同社 D 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 株式会社 D 支店は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を給与から控除したかについては不明と回答している。

また、上記社会保険管理カードによると、申立人の厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得年月日は、昭和 44 年 10 月 1 日とされており、同カードの厚生年金保険の異動記録欄に記載されている勤務期間は、同年 10 月から平成 4 年 5 月までである上、申立人と同時期に A 株式会社 B 支店から C 株式会社 D 支店に転籍となった同僚二人の上記社会保険管理カードによると、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得年月日は、申立人と同日の昭和 44 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に A 株式会社 B 支店から C 株式会社 D 支店に転籍となった複数の同僚のうち二人は、「C 株式会社に入ってから 1 年ぐらいいしてから本採用になった。本採用になる前は臨時社員（日雇の養成員）であり、社会保険に入っていなかった。」旨証言している。

加えて、オンライン記録によると、上記の同僚二人は、申立期間中に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付済期間があることが確認できるところ、そのうちの一人が所持する国民年金手帳の発行年月日及び国民年金手帳記号番号払出日は、いずれも申立期間中の昭和 43 年 11 月 13 日となっており、申立期間のほとんどの期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。